

# 舞鶴市ローカルベンチャー創生事業 拠点運営・スタートアップ支援業務委託 仕様書

## 1. 目的

本業務は、拠点となるインキュベーション施設を整備・運営し、各種支援プログラムを提供することによって、舞鶴市における起業・創業機運の醸成を促進し、創業に意欲ある若者や技術人材を呼び込むことを目的とする。施設での支援を通じて、独自の新しい技術やビジネスモデルを用いて成長を目指す「スタートアップ」や、地域に根ざした「ローカル・ゼブラ」を創出・育成し、市内起業との産学官連携によるイノベーションの創出及び地域経済の活性化を図る。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

舞鶴市ローカルベンチャー創生事業 拠点運営・スタートアップ支援業務

### (2) 履行期間

契約締結日から5年間

### (3) 委託上限額

令和8年度：19,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

期間全体：198,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 令和8年度は、6か月分の運営費を想定したものであり、委託料の積算にあたっては、6か月分（年額の2分の1）を算出すること。

## 3. 事業スキーム及び費用負担・収益の帰属

### (1) 活動拠点の選定・確保・ハード整備

本事業の主たる活動拠点となるインキュベーション施設は、受託者が舞鶴市内から本事業の目的（コミュニティ形成、伴走支援、各種イベント開催等）に合致する物理的な民間テナント等の場所を自ら1か所以上選定・確保し、提案するものとする。物件の賃料、共益費、内装改修等のハード整備費、光熱水費、通信費、その他拠点の維持管理・原状回復に要する経費は、全て受託者の負担とし、受託者はこれらを含めて委託上限額内で6か月分および5年間の運営費として適切に委託料を積算すること。

### (2) 収益の帰属

インキュベーション施設の運営による利用料・賃料等の収入は、全て受託者の収入（運営原資）として帰属するものとする。

### (3) 民間自走化

受託者は上記の利用料収入等を原資として活用し、委託期間終了後の自走化を見据えたロードマップに沿って運営を行うものとする。

## 4. 業務内容

受託者は、舞鶴市及び施設所有者等と連携し、以下の業務を実施すること。

なお、契約にあたっては、契約締結日から5か年にわたる長期継続 契約業務の締結を想定している。

### (1) 活動拠点（インキュベーション施設）の選定・整備

受託者は、令和8年度の本格オープンに向けて、市内に主たる活動拠点を選定し、その選定理由及び施設内で実施する業務内容について市へ提示し、協議すること。

空間設計にあたっては、利用者が気軽に立ち寄り、交流が生まれやすい開放的かつ広範なラウンジスペースを確保すること。

施設内には、WEB会議等に対応した個室や会議室、シェアオフィスを適切に配置すること。

### (2) インキュベーション拠点の運営・管理

上記(1)で選定・決定したインキュベーション施設の運営・管理を行うこと。

単なる場所貸しではなく、人と人を結びつけるコミュニティーマネージャーを常駐させ、利用者間の交流やコミュニティ形成を促進すること。なお、コミュニティーマネージャー、もしくはコミュニティーマネージャーの教育及び管理を行う者は、1年以上コミュニティ管理を行った経験を有する者とし、配置については市と協議すること。

また、市内だけでなく、全国規模で広くネットワークングを行い、市内の活性化につなげること。

利用者ターゲットを明確化し、不特定多数の学生による単なる自習場所とするのではなく企業・創業を目指す学生や若者をメインターゲットとした選別・育成運営を行うこと。

### (3) スタートアップ・創業希望者への伴走支援

新たなビジネスモデルの構築や勝ちの創造に取り組む事業者、起業を目指す若者等に対して、事業軌道化までの専門的な伴走支援（メンタリング等）を実施すること。

中小企業診断士等のインキュベーションマネージャーによる相談枠を設置し、オンライン相談が可能な体制構築、運営フローを構築すること。

起業家やスタートアップを目指す者の裾野を広げるためのイベント、各種セミナー、ピッチイベント等を定期的を開催すること。

### (4) 舞鶴高専等との連携による人材育成

舞鶴工業高等専門学校をはじめとする市内高等教育機関等と連携し、学生のアントレプレナーシップを醸成するプログラムや、地元企業と連携した課題解決型学習を実施すること。

(5) 企業間マッチング・広報活動

スタートアップ起業と市内事業者等とのマッチング支援やオープンイノベーションを促進すること。

受託者の有するスタートアップ等起業とのネットワークを活用し、「チャレンジできるまち舞鶴」というメッセージを全国へ発信し、UターンやIターンの促進や、市外・関西圏の投資家等とのネットワーク構築を図ること。

**5. 契約の解除等に関する事項**

各年度の予算の減額または不成立の場合、本仕様書に基づく契約の全部または一部を解除することがある。この場合において、受託者に損害が生じても市はその賠償の責を負わない。